

別表第2（第10条関係）

区分	単位	金額(円)
1 文書料 イ 国民年金の受給に係る診断書及びこれに類するもの ロ 生命保険等の請求に係る診断書及び証明書 ハ 死亡診断書 ニ 出生証明書及び死産証書 ホ 領収証明書 (イ) 証明期間が1月以内のもの (ロ) 証明期間が1月を超えるもの ～ 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）に係るものに限る。) (イ) 主治医診断報告書 (ロ) 医学的検査結果報告書 (ハ) 主治医意見書 (二) 療養日数確認証明書 ト その他の診断書及び証明書 (イ) 医師による証明を要するものでその内容が複雑なもの (ロ) 医師による証明を要するものでその内容が簡易なもの (ハ) 医師による証明を要しないもの (二) 法令等によりその額が定められているもの	1通につき 1,100円に証明期間が1月を超えるごとに200円を加算した額	5,500 5,500 3,300 2,200 1,100 1,100円に証明期間が1月を超えるごとに200円を加算した額
2 洗濯料 イ 下着、靴下、ハンカチ、タオル、Tシャツ、布おむつその他これらに類するもの ロ 寝巻、襟付きシャツ、運動着、浴衣、バスタオルその他これらに類するもの ハ 上衣、ズボン、スカート、セーター、ワンピースその他これらに類するもの		50 110 150
3 自動車使用料 イ 患者搬送の場合 ロ 訪問診療等の場合		90 20
4 分べん料（1児を1件とし、多胎の場合の2児以上について は、時間内料金とする。) イ 時間内の場合 ロ 時間外の場合 ハ 深夜又は休日の場合	1件につき	250,000 260,000 280,000
5 人工妊娠中絶料 イ 11週まで (イ) 経産婦 (ロ) 未産婦 ロ 12週以上	1件につき	108,600 117,790 175,000
6 新生児管理料	1日につき	9,470
7 新生児介補料 イ 消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第8号に係る場合 ロ その他の場合	1日につき	4,700 5,170
8 乳児介補料 イ 消費税法別表第1第8号に係る場合 ロ その他の場合	1日につき	570 620
9 予防接種料 イ 予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定によるもの	1件につき	

区分	単位	金額(円)
(イ)ジフテリア、百日ぜき、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）及びインフルエンザ菌b型（5種混合）		19,530
(ロ)ジフテリア、百日ぜき、破傷風及び急性灰白髄炎（ポリオ）（4種混合）		12,450
(ハ)ジフテリア、百日ぜき及び破傷風（3種混合）		8,270
(ニ)ジフテリア及び破傷風（2種混合）		6,900
(ホ)急性灰白髄炎（ポリオ）		9,630
(ヘ)麻しん及び風しん		12,780
(ト)麻しん		9,320
(チ)風しん		9,320
(リ)日本脳炎		
a 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン製剤を使用するもの		8,270
b その他のもの		7,420
(ヌ)インフルエンザ		5,350
(ル)結核		9,840
(ヲ)帯状疱疹		20,430
ロ その他のもの		
(イ)水痘		11,200
(ロ)おたふくかぜ		8,170
(ハ)B型肝炎		8,800
(ニ)細菌性髄膜炎		9,950
(ホ)子宮頸がん		16,750
(ヘ)肺炎球菌性肺炎		9,950
(ト)ロタウイルス胃腸炎		15,040
(チ)RSウイルス		24,810
(リ)妊婦用RSウイルス		30,800
10 ウィルス抗体価検査料	1項目につき	860
11 医療相談料 イ 女性健康相談（相談時間は30分以内とする。） ロ セカンドオピニオン（診断及び治療法について、主治医以外の医師が提示する医療上の意見をいう。相談時間は1時間以内とする。）	1件につき	5,500 11,000
12 生命保険等に係る医師面談料	1件30分につき	5,500
13 駐車場の使用料	1台につき	駐車場の運営管理委託契約に定める額
14 診察券の再交付料	1枚につき	200
15 エックス線等フィルムの複写料及び複製料 イ 複写料 (イ) 半切 (ロ) 大角 (ハ) 大四ツ切 (ニ) 四ツ切 (ホ) 六ツ切 (ヘ) B4 ロ 複製料 (イ) 光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるなものに限る。）	1枚につき	790 600 570 490 470 730 850
16 薬剤容器料 イ 大（容量300cc以上） ロ 中（容量30cc以上300cc未満） ハ 小（容量30cc未満）	1個につき	60 50 40

区分	単位	金額(円)
17 製氷器使用料	1回につき	50
18 電気機器使用料	1日につき	80
19 その他療養の給付に直接関係のないサービス等（実費徴収できるものに限る。）	1件につき	実費に相当する額
20 特別室の使用 イ 消費税法別表第1第8号に係る場合 (イ) S室 (ロ) S3東室 (ハ) A室 (二) C室 ロ その他の場合 (イ) S室 (ロ) S3東室 (ハ) A室 (二) C室	1日につき	11,000 10,000 6,000 4,000 12,100 11,000 6,600 4,400
21 非紹介患者の初診 イ 消費税法別表第1第8号に係る場合 ロ その他の場合	1回につき	7,000 7,700
22 非紹介患者の再診 イ 消費税法別表第1第8号に係る場合 ロ その他の場合	1回につき	3,000 3,300
23 入院期間が180日を超える入院 イ 消費税法別表第1第8号に係る場合 ロ その他の場合	1日につき	2,390 2,620
24 腹腔鏡下広汎子宮全摘術	1回につき	705,000
25 上皮性卵巣癌・卵管癌・腹膜原発癌に対するパクリタキセル 毎週静脈内投与併用カルボプラチソ3週毎腹腔内投与	1回につき	800,000以下
26 ヘリコバクターピロリ除菌療法 イ 検査料 内視鏡（生検）培養法にてピロリ菌の薬剤感受性検査（検査のみで終了する場合） ロ 検査除菌料 内視鏡（生検）培養法にてピロリ菌の薬剤感受性検査（ピロリ菌陽性となり除菌治療を行い除菌の成否判定） ハ 除菌料 除菌に成功せず三次除菌及び四次除菌の場合	1回につき	50,000以下 70,000以下 30,000以下
27 プロウペス膿用剤挿入料	1回につき	37,840
28 付添食	1食につき	506
29 頭皮冷却装置使用料	1回につき	17,500
30 和痛分娩管理料		100,000

備考

1 時間内とは午前8時30分から午後5時15分までの時間を、時間外とは時間内及び深夜以外の時間を、深夜とは午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。ただし、土曜日にあっては、深夜以外の時間については時間外とする。

2 休日とは、前号に規定する時間区分にかかわらず、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。